

総経第 03－38 号

2003 年 4 月 21 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本損害保険協会

経 理 委 員 長 遠 藤 寛

事務局 協会総務人事部経理財務グループ

『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理
に対する損害保険業界としての意見

我々、社団法人日本損害保険協会は、我が国で損害保険業を営む損害保険会社 24 社が加盟する業界団体であるが、企業会計基準委員会が3月に公表した掲題の報告書について、添付別紙のとおり意見を提出するものである。

今後更に検討が進むものと受け止めているが、我々が意見の中で提出した損害保険事業の特殊性を考慮した上で、検討が行われることを要望したい。

以 上

「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」に対する意見

○資産のグルーピング(第4項、第47項)

適用指針では「資産のグルーピング」は次の手順で行われるとされている。

- (1) 継続的に収支の把握がなされている単位を確認する。
- (2) (1)の単位のうち、最小のものを識別し、グルーピングの単位を決定する基礎とする。
- (3) (2)の単位のうち、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を把握する。

上記の考え方自体は理解できるものの、損害保険事業には以下のような特殊性があり、「独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位」が損害保険事業全体とならざるを得ないと考えられる。従って、そのようなケースも想定した上での議論を要望したい。

- (1) 損害保険事業は、個々で見れば偶然性のある事象でもより大きな母集団で見れば一定の法則が見られるという「大数の法則」を前提とし、その大きな母集団の中で収支がバランスするように保険料水準が設定されるという特性を持つ。換言すれば、損害保険事業は事業全体が一つの収支管理の単位として成立していると言え、従って一つの資産グループであると考えざるを得ない。
- (2) 上記(1)のとおり本来は損害保険事業全体を一つの収支管理の単位とすべきであるが、仮に各拠点毎にキャッシュ・フローを把握しようとした場合においても以下のような問題がある。
 - ① 損害保険会社が引き受けた保険契約を他の保険会社に出再する「再保険取引」は、損害保険事業を営む上で不可欠な取引である。この再保険取引については、本社において全社の引受状況を把握した上で一元的に管理しており、各拠点で引き受けた保険契約と必ずしも紐付きでないため、再保険取引を含めた各拠点のキャッシュ・フローを把握することは困難である。
 - ② 損害保険事業から生じる滞留資金を源泉とした「資産運用取引」は、損害保険事業の一環として極めて重要な取引である。損害保険会社の資産運用の現状は、各拠点から本社に滞留資金を集中し、本社において一元的管理・運用を実施しているのが一般的であり、これを各拠点に割り当てることは困難である。
 - ③ 損害保険会社では、理論的には各拠点毎に賦課すべき経費であっても本社で一括管理を行っているものが多く存在すること*、損害調査業務については一般的に各営業部門毎ではなく、複数の営業部門をカバーするより大きな単位で実施されていること等により、各地域拠点毎の保険取引に関する収支を適切に把握することは困難な実態にある。

* 損害保険会社は通常保険料率の算出・検証を行うために保険種目別(火災保険、自動車保険等)に収支の把握を行っており、その過程では経費も保険種目別に把握している。しかしながら、営業部門では複数の保険種目を販売しており、必ずしも各拠点に関連付けて経費を把握する実態にはない。

上記のとおり損害保険事業においては、各拠点と本社から生ずるキャッシュ・フローは相互依存적であり、いずれか一部分を取り出して資産又は資産グループとすることはかえって実態をあらわさない結果になると考えられる。

以 上